

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 長岡アークプラザ南  
所在地 長岡市古正寺町字中割56外  
設置者 アークランドサカモト株式会社ほか2者
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
    - ・アークランドサカモト株式会社  
(変更前) 代表取締役 坂本 勝司  
(変更後) 代表取締役 坂本 雅俊
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の住所
    - ・アークランドサカモト株式会社  
(変更前) 三条市大字上須頃445番地  
(変更後) 三条市上須頃445番地
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
(変更前) アークランドサカモト株式会社ほか5者  
(変更後) アークランドサカモト株式会社ほか4者
  - (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
    - ・アークランドサカモト株式会社  
(変更前) 代表取締役 坂本 勝司  
(変更後) 代表取締役 坂本 雅俊
    - ・ほか1者
  - (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
    - ・アークランドサカモト株式会社  
(変更前) 三条市大字上須頃445番地  
(変更後) 三条市上須頃445番地
- 3 変更年月日
  - ・ 2 (1)に関する事項  
平成25年2月20日
  - ・ 2 (2)に関する事項  
平成20年1月1日
  - ・ 2 (3)に関する事項  
平成25年10月7日
  - ・ 2 (4)に関する事項  
平成25年2月20日ほか
  - ・ 2 (5)に関する事項  
平成20年1月1日
- 4 変更の理由
  - ・ 2 (1)に関する事項  
社長交代のため。
  - ・ 2 (2)に関する事項  
住所表記方法が変更になったため。
  - ・ 2 (3)に関する事項  
小売業者が撤退したため。
  - ・ 2 (4)に関する事項

社長交代等のため。

- ・ 2 (5)に関する事項

住所表記方法が変更になったため。

5 届出年月日

平成25年10月16日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成25年10月25日から平成26年2月25日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール [ngt050020@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt050020@pref.niigata.lg.jp)